

令和3年1月4日

豚肉等に係る特別緊急関税の令和2年度における輸入基準数量等

令和3年1月1日に包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が発効したことに伴い、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の6第1項の規定に基づき、令和3年1月1日以降の令和2年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、下記のとおりとする。

記

輸入基準数量	995,035トン
協定対象外輸入基準数量	<u>7,342</u> トン

【備考】

- ・協定対象外輸入基準数量は、全世界からの輸入数量から、譲許適用物品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。

※下線部は、「豚肉等に係る特別緊急関税の令和2年度における輸入基準数量等」（令和2年3月31日公表）からの変更箇所。